



【資料7】
第70回CSW等について聞く会
2026/8/7

CSW70サイドイベント 報告

国際婦人年連絡会 前世話人
前田 佳子



CSW70:2026年3月9日～19日

優先テーマ：すべての年代の女性の司法へのアクセス



CSW70 Side Event, Japan

Women Must Be at the Table:

すべての女性にとって、実質的な司法への
アクセスを向上させるためのシンプルな提案

March 12th (Thu.)

10:00 – 11:15 EDT

23:00 – 24:15 JST

Venue: CR-9

Conference Bldg. UN



女性の権利は、なぜ守られないのか？

法律があっても、女性は権利を実現できていない

世界共通の課題

養育費が受け取れない

性暴力を訴えられない

戦時性暴力が処罰されない

共通する原因は何か？

3つの視点から議論

1. 日本

宮下摩維子 氏（駿河台大学 講師）

「養育費の確保と司法へのアクセス」

2. ケニア

ベルグレード・アウォール・オクウィリー 氏（弁護士・ジェンダー専門家）

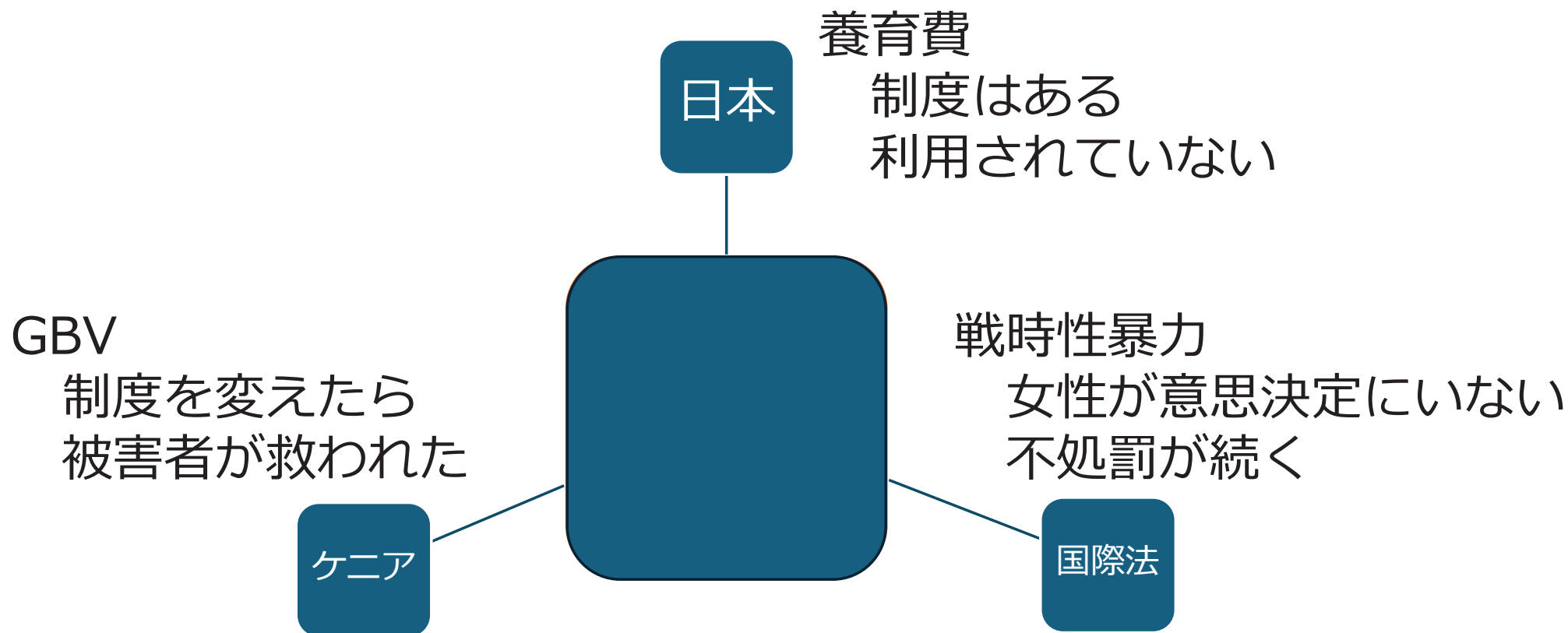
「法によるジェンダーに基づく暴力（GBV）への司法支援」

3. 国際法

竹村 仁美 氏（一橋大学 教授）

「紛争後の司法と女性参画」

3つの発表が示した一つの答え



世界が示した「成功例」

ケニア

- ◆GBV裁判制度構築（登録制度、優先的处理）
- ◆GBV対応センターでの法的支援
- ◆学校のSafe Room
- ◆警察・司法・医療の連携

被害者が安心して声を上げられる社会へ

日本は？

Take Home Message



Women Must Be at the Table

司法・行政・医療・教育・平和構築

**女性が意思決定の場にいる社会こそ
誰一人取り残さない社会である**